

【新旧対照表】 MyJCB 利用者規定の主な改定箇所

改定前	改定後
MyJCB 利用者規定	MyJCB 利用者規定
	<u>本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）または JCB の提携するカード発行会社（以下「カード発行会社」といい、JCB とカード発行会社を併せて「両社」という）から、JCB ブランドのカードまたは JCB 所定のカード（以下、総称して「カード」という）の貸与を受けた会員が、MyJCB サービスを利用する場合の、両社が会員に提供するサービスの内容、利用方法、その他 JCB または両社と会員との間の契約関係について定めるものです。会員は、本規定に同意のうえ、本規定にかかるサービスの提供を受けるものとします。</u>
第 1 条 定義	第 1 条 定義
1. 「会員」とは、(1)株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）、もしくは(2)JCB の提携するカード発行会社が発行する JCB ブランドのカード、または JCB 所定のカード（以下、総称して「カード」という）の貸与を受けた者（家族会員を含む）をいいます。	1. 「会員」とは、 <u>カードの貸与を受けた者</u> （家族会員を含む）をいいます。
2. 「MyJCB サービス」（以下「本サービス」という）とは、JCB およびカード発行会社（以下、併せて「両社」という）が、両社所定の Web サイト（以下「本 Web サイト」という）において提供する第 4 条の内容のサービスをいいます。	2. 「MyJCB サービス」（以下「本サービス」という）とは、 <u>両社が</u> 、両社所定の Web サイト（以下「本 Web サイト」という）において提供する第 4 条の内容のサービスをいいます。
3. 「利用登録」とは、会員が、同人にカードを貸与したカード発行会社（以下「カード発行会社」という）および JCB に対して、本サービスの利用を申込み、両社が、当該会員による本サービスの利用を承認した場合に、当該会員を利用者として登録することをいいます。	3. 「利用登録」とは、 <u>両社が</u> 、会員による本サービスの利用を承認した場合に、当該会員を利用者として登録することをいいます。
4. 「利用者」とは、本規定を承認のうえ、本サービスの利用を申込み、両社に承認されて利用登録を完了した会員をいいます。	4. 「利用者」とは、 <u>利用登録が完了した</u> 会員をいいます。
5. 「登録情報」とは、利用者が利用登録時に両社に届け出た E メールアドレス、秘密の合言葉（第 2 条第 6 項に定めるものをいう）その他	5. 「登録情報」とは、 <u>利用者が両社に届け出た</u> E メールアドレス、秘密の合言葉（第 2 条第 5 項に定めるものをいう）その他の情報および ID・パスワードの情報をいいます。

【新旧対照表】 MyJCB 利用者規定の主な改定箇所

改定前	改定後
の情報および ID・パスワードの情報をいいます。	
6. 「認証情報」とは、ID・パスワード、秘密の合言葉およびワンタイムパスワード（第5条第4項に定めるものをいう）の総称をいいます。	6. 「認証情報」とは、ID・パスワード、秘密の合言葉、 <u>ワンタイムパスワード（第5条第4項に定めるものをいう）および暗号鍵その他本サービスを利用するための本人確認に用いる情報の総称をいいます。</u>
	<u>7. 「利用端末」とは、利用者が本サービスを利用するために用いる端末をいいます。ただし、端末の機種等によっては利用端末として用いることができない場合があります。</u>
	<u>8. 「パスキー認証」とは、暗号鍵を用い、かつ利用者が利用端末においてモバイル端末認証（第5条第5項に定めるものをいう）を行うことにより、モバイル端末認証を行った者を利用者であると認証する認証方法をいいます。</u>
	<u>9. 「暗号鍵」とは、利用者がパスキー認証を行う際に必要な、利用端末において使用するために、利用者ごと（カードごと）に生成される電磁的な情報をいいます。</u>
	<u>10. 「パスキー登録」とは、利用者がパスキー認証を行うために、両社所定の方法により、パスキー認証の利用申込みを行い、両社が承認した場合に、暗号鍵が利用端末に保存されることおよび利用端末の OS にかかるアカウントの ID（以下「OS アカウント ID」という）に紐づくことをいいます。</u>
第2条 利用登録等	第2条 利用登録等
1. 利用登録を行うことができる者は、会員とします。ただし、一部の法人カード会員その他の両社所定の会員については利用登録できないものとします。	1. 利用登録の <u>対象者</u> は、会員とします。ただし、一部の法人カード会員その他の両社所定の会員については利用登録できないものとします。
2. 本サービスの利用を希望する会員は、本規定を承認のうえ、両社所定の方法により、カードの会員番号、Eメールアドレスその他両社所定の届出事項を申告のうえ、両社に本サービスの利用を申込みものとします。	2. <u>会員は、両社所定の方法により、本サービスの利用者として利用登録される</u> ものとします。

【新旧対照表】 MyJCB 利用者規定の主な改定箇所

改定前	改定後
3. 本規定を承認した会員は、併せて J/Secure(TM)利用者規定に同意するものとします。ただし、一部 JCB の提携するカード発行会社の会員および JCB 所定のカードの貸与を受けた会員については、この限りではありません。	3. <u>本サービスの利用登録がなされた</u> 会員は、併せて J/Secure(TM) 利用者 規 定 に <u>基 づ く J/Secure(TM) の利用登録もなされる</u> ものとします。ただし、一部 JCB の提携するカード発行会社の会員および JCB 所定のカードの貸与を受けた会員については、この限りではありません。
4. 両社は、前二項に基づき申込みを行った会員のうち、本サービスの利用を承認した者に対して、本サービスの利用申込みがあったカードごとに、同人を特定する番号（以下「ID」という）を発行します。	4. 両社は、 <u>利用登録に際して、カードごとに</u> 、同人を特定する番号（以下「ID」という） <u>およびパスワード</u> を発行します。
5. ID を発行した時点で、利用登録の完了とします。ID の発行を受けた利用者は、任意のパスワードを指定するものとします。	<削除>
6. 利用者は、本サービスを利用するため、秘密の質問およびその答え（以下、併せて「秘密の合い言葉」という）を登録する必要があります。ただし、一部のカードについては、この限りではありません。	5. 利用者は、本サービスを利用するため、秘密の質問およびその答え（以下、併せて「秘密の合い言葉」という）を登録する必要があります。ただし、一部のカードについては、この限りではありません。
7. 利用登録は、カードごとに行うものとします。同一のカードについて再度利用登録を行った場合、従前の ID およびパスワードは効力を失うものとします。	6. 利用登録は、カードごとに行うものとします。同一のカードについて再度利用登録を行った場合、従前の ID およびパスワードは効力を失うものとします。
8. 利用者は、両社所定の方法により、本サービスの利用を中止することができるものとします。ただし、両社所定のカードについては任意の中止はできないものとします。	7. 利用者は、 <u>原則として</u> 、本サービスの利用を <u>任意で中止することはできない</u> ものとします。ただし、 <u>両社が特に認めた場合には、この限りではありません</u> 。
第5条 本サービスの利用方法	第5条 本サービスの利用方法
2. 利用者は、本 Web サイトにおいて ID およびパスワードを入力し（以下「ログイン」という）、本規定等に従うことにより、本サービスを利用することができるものとします。	2. 利用者は、本 Web サイトにおいて ID およびパスワードを入力 <u>する方法で認証を行って本 Web サイトにログインすること</u> （以下「ログイン」という） <u>により</u> 、本サービスを利用することができるものとします。

【新旧対照表】 MyJCB 利用者規定の主な改定箇所

改定前	改定後
<p>3. 前項にかかわらず、両社は、ID およびパスワードの入力に加えて、利用者が事前に登録した秘密の合い言葉の答えの入力を利用者に求める場合があります。この場合、利用者は、ID およびパスワードに加えて、さらに当該答えを入力するか、または次項に基づき発行されるワンタイムパスワードを入力することで、本サービスを利用することができるものとします。</p>	<p>3. 前項にかかわらず、両社は、<u>ログインに際して</u>、ID およびパスワードの入力に加えて、利用者が事前に登録した秘密の合い言葉の答えの入力を利用者に求める場合があります。この場合、利用者は、ID およびパスワードに加えて、さらに当該答えを入力するか、または次項に基づき発行されるワンタイムパスワードを入力することで、<u>ログイン</u>することができるものとします。</p>
	<p><u>5. 利用者は、両社所定の方法によりパスキー登録がなされ、当該パスキー登録が有効である場合、前三項に基づく認証に代えて、利用端末のモバイル端末認証（以下の各号のいずれかの方法による認証をいう）が行われることにより、両社所定の方法で暗号鍵を用いることによってパスキー認証を行い、ログインすることができるものとします。なお、最終ログイン日から両社所定の日数が経過した場合は、利用者に対する特段の通知なくパスキー登録は解除されるものとします。</u></p>
	<p><u>(1) 利用端末を利用するために必要な暗証番号（以下「パスコード」という）を当該利用端末に入力することにより、当該利用端末の正当な保有者であることを認証する方法</u></p>
	<p><u>(2) 利用端末を利用するための認証手続として生体認証機能が当該利用端末に設定されている場合において、生体認証がなされることにより、当該利用端末の正当な保有者であることを認証する方法</u></p>
	<p><u>(3) 前二号のほか、利用端末の OS を提供する事業者が定める認証方法</u></p>
	<p><u>6. 利用者が MyJCB アプリにログインしようとする場合であって、MyJCB アプリ利用者規定第 4 条第 2 項に基づきログイン方法を選択している場合には、利用者がパスキー登録を行っている場合であっても、MyJCB アプリ利用者規定第 4 条第 2 項に基づくログイン方法が適用されることとなります。</u></p>

【新旧対照表】 MyJCB 利用者規定の主な改定箇所

改定前	改定後
<p>5. 両社は、入力された ID とパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人と推定します。なお、第 5 条の 2 に基づきおまとめログイン設定がなされている場合は、両社は、おまとめ対象 ID のいずれか 1 つおよびそれに対応するパスワードの一致を確認することにより、すべてのおまとめ対象 ID に係るカードに関して、その入力者を利用者本人と推定します。</p>	<p>7. 両社は、入力された ID とパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人と推定します。<u>ただし、パスキー認証を行う場合は、モバイル端末認証がなされたことにより、暗号鍵が用いられた場合には、当該端末の占有者が利用者本人であると推定します（なお、パスキー認証は利用者がパスキー登録を行った利用端末以外の端末（以下「他端末」という）においても利用することができるため、他端末において当該他端末のモバイル端末認証がなされた場合であっても、その結果暗号鍵が用いられた場合には、当該他端末の占有者が利用者本人であると推定します。）。</u>なお、第 5 条の 2 に基づきおまとめログイン設定がなされている場合は、両社は、おまとめ対象 ID のいずれか 1 つ<u>において本条に基づく認証がなされる</u>ことにより、すべてのおまとめ対象 ID に係るカードに関して、<u>当該認証手続を行った者</u>を利用者本人と推定します。</p>
<p>第 7 条 利用者の管理責任</p>	<p>第 7 条 利用者の管理責任</p>
<p>1. 利用者は、自己の認証情報が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。</p>	<p>1. 利用者は、自己の認証情報 <u>（利用者がパスキー登録を行っている場合には、パスコードならびに OS アカウント ID およびそのパスワードを含むものとする。以下同じ。）</u> が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。</p>
<p>3. 自己の認証情報が第三者に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。</p>	<p>3. 自己の認証情報が第三者に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。<u>ただし、利用者が認証情報、端末および第 5 項に定めるクラウドサービス等に利用するための認証情報等の管理に関して、本条に定める管理責任等に違反していない場合には、両社は利用者の責任を求めません。</u></p>

【新旧対照表】 MyJCB 利用者規定の主な改定箇所

改定前	改定後
	<p>5. <u>利用者はパスキー登録を行った場合、第5条第7項に定める内容も考慮の上、暗号鍵を複製（クラウドサービス上に保存する行為を含む）するかどうか、自己の責任において慎重に判断するものとし、暗号鍵を複製した場合には、その結果複製された暗号鍵が第三者によって使用された場合であっても、本条に基づく責任を負うものとし、また、利用者が暗号鍵を第三者が提供するクラウドサービスまたはその他のアプリサービス等（以下「クラウドサービス等」という）において保存している場合には、クラウドサービス等を利用するための認証情報等（ID・パスワードを含むが、それに限られない。）を厳重に管理するものとし、また、</u></p>
	<p>6. <u>利用者は暗号鍵を保存している端末を厳重に管理する義務を負い、当該端末の使用について一切の責任を負うものとし、また、当該端末を紛失し、または盗難被害にあった場合には、直ちに両社に連絡し、両社からの指示がある場合にはこれに従うものとし、</u></p>
<p>第12条 個人情報の取扱い</p>	<p>第12条 個人情報の取扱い</p>
<p>1. 利用者は、両社がEメールアドレスなどの登録情報、本サービスの利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで以下の目的のために利用することに同意するものとし、</p>	<p>1. 利用者は、両社がEメールアドレス・<u>電話番号</u>などの登録情報<u>および</u>本サービスの利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで以下の目的のために利用することに同意するものとし、</p>
<p>(1) 宣伝情報の配信等両社の営業に関する案内に利用すること</p>	<p>(1) <u>本サービスを提供すること</u></p>
<p>(2) 業務上の必要事項の確認やご連絡に利用すること</p>	<p>(2) <u>宣伝情報の配信等両社の営業に関する案内に</u>利用すること</p>
<p>(3) 市場調査を目的としたアンケート用Eメールの配信に利用すること</p>	<p>(3) <u>業務上の必要事項の確認やご連絡に</u>利用すること</p>
<p>(4) 統計資料などに加工して利用すること（なお、個人が識別できない情報に加工されます。）</p>	<p>(4) 市場調査を目的とした<u>アンケート依頼</u>に利用すること</p>
	<p>(5) <u>統計資料などに加工して</u>利用すること（なお、個人が識別できない情報に加工されます。）</p>

【新旧対照表】 MyJCB 利用者規定の主な改定箇所

改定前	改定後
	<p><u>2. 利用者のうち JCB が発行したカードの貸与を受けた会員（家族会員を含むものとし、以下「JCB 発行カード利用者」という）は、JCB が E メールアドレス・電話番号などの登録情報、本サービスの利用に関する情報および JCB が会員規約に基づき収集した利用者のカードの利用内容等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ、前項に加えて、以下の目的のために利用することに同意するものとします。</u></p>
	<p><u>(1) JCB または JCB が提携する企業の商品やサービス・キャンペーン等の広告の配信（広告配信対象者（JCB 発行カード利用者以外の第三者を含む。以下同じ。）に応じて効果的または効率的に広告を行うために広告配信対象者の趣味・嗜好を分析する行為を含む）に利用すること</u></p>
	<p><u>(2) JCB の公式 SNS アカウント等を用いて JCB 発行カード利用者に対する JCB 発行カード利用者の JCB カードの利用に関連する各種案内の配信をするために利用すること</u></p>
	<p><u>3. JCB は、前項の目的のために、JCB 発行カード利用者の E メールアドレスおよび電話番号を必要な保護措置を行ったうえで、前項(1)号の広告を配信する事業者（広告事業者、メディア運営事業者、Web サイト運営事業者等）および前項(2)号の配信事業を行う SNS 事業者等（以下、併せて「提供先事業者」という）に提供して、提供先事業者に JCB が指定した配信を行わせることができるものとし、JCB 発行カード利用者はこれに同意するものとします。なお、提供先事業者は、JCB から取得した個人情報と提供先事業者が適正に取得した個人情報とを突合することができるものとします。提供先事業者（外国事業者を含む）と提供する個人情報の利用目的および提供先事業者が講ずる措置等 につ い て は https://www.global.jcb/ja/policy/privacy/thirdparty.html にあらかじめ掲載します。また、JCB 発行カード利用者が</u></p>

【新旧対照表】 MyJCB 利用者規定の主な改定箇所

改定前	改定後
	https://www.global.jcb/ja/policy/privacy/sto.html に掲載する方法で、JCB が前項(1)号の目的で JCB 発行カード利用者の個人情報を利用すること、および当該目的のために本項に基づく第三者提供を行うことの中止を申し出た場合、JCB は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとしします。
2. 両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に提供します。	4. 両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に提供します。
	附則
	第 1 条第 10 項に定めるパスキー登録の申込みが可能となるカードは、別途両社が公表します。
JCB デビット会員向け特則	JCB デビット会員向け特則
第 2 条 本規定の変更	第 2 条 本規定の変更
1. 本規定第 1 条第 1 項を以下のとおりに変更します。	1. 本規定第 1 条第 1 項を以下のとおりに変更します。
「1. 「会員」とは、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）の提携するカード会社が発行する JCB カード（以下「カード」という）の貸与を受けた者（家族会員を含む）をいいます。」	「1. <u>「会員」とは、カード発行会社が発行する JCB デビットカード</u> の貸与を受けた者（家族会員を含む）をいいます。」
JCB デビット会員（法人）向け特則	JCB デビット会員（法人）向け特則
第 2 条 本規定の変更	第 2 条 本規定の変更
1. 本規定第 1 条第 1 項を以下のとおりに変更します。	1. 本規定第 1 条第 1 項を以下のとおりに変更します。
「「会員」とは JCB の提携するカード発行会社が発行する JCB ブランドの法人デビットカード（以下「カード」という）の法人会員およびカード使用者をいいます。」	「「会員」とは、 <u>カード発行会社が発行する JCB ブランドの法人デビットカードの法人会員</u> およびカード使用者をいいます。」
2. 本規定第 1 条第 6 項を以下のとおりに変更します。	2. 本規定第 1 条第 6 項を以下のとおりに変更します。
「「認証情報」とは、ID（第 2 条第 4 項に定めるものをいう）、パスワード、秘密の合い言葉、ワンタイムパスワード（第 5 条第 4 項に定	「「認証情報」とは、ID（第 2 条第 4 項に定めるものをいう）、パスワード、秘密の合い言葉、ワンタイムパスワード（第 5 条第 4 項に定めるものをい

【新旧対照表】 MyJCB 利用者規定の主な改定箇所

改定前	改定後
めるものをいう) その他本サービスを利用するための本人確認に用いる暗号等をいいます。」	う) <u>暗号鍵</u> その他本サービスを利用するための本人確認に用いる <u>情報の総称</u> をいいます。」
6. 本規定第7条第1項を以下のとおりに変更します。	6. 本規定第7条第1項を以下のとおりに変更します。
「利用者は、自己の認証情報が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。会員規約（法人用）に定める代表使用者は「法人専用 ID」およびそのパスワードを自己の認証情報の一部として厳重に管理するものとし、カード使用者は自己の「使用者専用 ID」およびそのパスワードを自己の認証情報の一部として厳重に管理するものとします。」	「利用者は、自己の認証情報 <u>(利用者がパスワード登録を行っている場合には、パスワードならびに OS アカウント ID およびそのパスワードを含むものとする。以下同じ。)</u> が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。会員規約（法人用）に定める代表使用者は「法人専用 ID」およびそのパスワードを自己の認証情報の一部として厳重に管理するものとし、カード使用者は自己の「使用者専用 ID」およびそのパスワードを自己の認証情報の一部として厳重に管理するものとします。」
7. 本規定第7条第3項を以下のとおりに変更します。	7. 本規定第7条第3項を以下のとおりに変更します。
「自己の認証情報が第三者（自己以外のカード使用者や法人会員のその他の役職員を含む）に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。」	「自己の認証情報が第三者（自己以外のカード使用者や法人会員のその他の役職員を含む）に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。 <u>ただし、利用者が認証情報、端末および第5項に定めるクラウドサービス等に利用するための認証情報等の管理に関して、本条に定める管理責任等に違反していない場合には、両社は利用者の責任を求めません。</u> 」
第3条 本規定の追加	第3条 本規定の追加
1. 本規定第5条に以下の項を追加します。	1. 本規定第5条に以下の項を追加します。
「6. 第2項にかかわらず、サービスの種類によっては、ログイン後に、両社所定の追加認証が必要となる場合があります。」	「 <u>8.</u> 第2項にかかわらず、サービスの種類によっては、ログイン後に、両社所定の追加認証が必要となる場合があります。」
2. 本規定第7条に以下の項を追加します。	2. 本規定第7条に以下の項を追加します。

【新旧対照表】 MyJCB 利用者規定の主な改定箇所

改定前	改定後
「5. 法人会員は、自ら本規定および本特則を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもってカード使用者をして本規定および本特則を遵守させる義務を負うものとします。」	「 <u>7.</u> 法人会員は、自ら本規定および本特則を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもってカード使用者をして本規定および本特則を遵守させる義務を負うものとします。」
一般法人会員向け特則	一般法人会員向け特則
第2条 本規定の変更	第2条 本規定の変更
1. 本規定第1条第1項を以下のとおりに変更します。	1. 本規定第1条第1項を以下のとおりに変更します。
「1. 「会員」とは、(1)株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）、もしくは(2)JCBの提携するカード発行会社が発行するJCBブランドの法人カード（以下、総称して「カード」という）の法人会員およびカード使用者をいいます。」	「1. <u>「会員」とは、JCBブランドの法人カード</u> の法人会員およびカード使用者をいいます。」
2. 本規定第1条第6項を以下のとおりに変更します。	2. 本規定第1条第6項を以下のとおりに変更します。
「6. 「認証情報」とは、ID（第2条第4項に定めるものをいう）、パスワード、秘密の合い言葉、ワンタイムパスワード（第5条第4項に定めるものをいう）その他本サービスを利用するための本人確認に用いる暗号等をいいます。」	「6. 「認証情報」とは、ID（第2条第4項に定めるものをいう）、パスワード、秘密の合い言葉、ワンタイムパスワード（第5条第4項に定めるものをいう）、 <u>暗号鍵</u> その他本サービスを利用するための本人確認に用いる <u>情報の総称</u> をいいます。」
4. 本規定第7条第1項を以下のとおりに変更します。	4. 本規定第7条第1項を以下のとおりに変更します。
「1. 利用者は、自己の認証情報が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。会員規約（一般法人用）に定める代表使用者は「法人専用ID」およびそのパスワードを自己の認証情報の一部として厳重に管理するものとし、カード使用者は自己の「使用者専用ID」およびそのパスワードを自己の認証情報の一部として厳重に管理するものとします。」	「1. 利用者は、自己の認証情報（ <u>利用者がパスワード登録を行っている場合には、パスワードならびにOSアカウントIDおよびそのパスワードを含むものとする。以下同じ。</u> ）が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。会員規約（一般法人用）に定める代表使用者は「法人専用ID」およびそのパスワードを自己の認証情報の一部として厳重に管理するものとし、カード使用者は自己の「使用者専用ID」およびそのパスワードを自己の認証情報の一部として厳重に管理するものとします。」
5. 本規定第7条第3項を以下のとおりに変更します。	5. 本規定第7条第3項を以下のとおりに変更します。

【新旧対照表】 MyJCB 利用者規定の主な改定箇所

改定前	改定後
「3. 自己の認証情報が第三者（自己以外のカード使用者や法人会員のその他の役職員を含む）に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。」	「3. 自己の認証情報が第三者（自己以外のカード使用者や法人会員のその他の役職員を含む）に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。 <u>ただし、利用者が認証情報、端末および第5項に定めるクラウドサービス等に利用するための認証情報等の管理に関して、本条に定める管理責任等に違反していない場合には、両社は利用者の責任を求めません。</u> 」
第3条 本規定の追加	第3条 本規定の追加
1. 本規定第5条に以下の項を追加します。	1. 本規定第5条に以下の項を追加します。
「6. 第2項にかかわらず、サービスの種類によってはログイン後に両社所定の追加認証が必要となる場合があります。」	「 <u>8.</u> 第2項にかかわらず、サービスの種類によってはログイン後に両社所定の追加認証が必要となる場合があります。」
2. 本規定第7条に以下の項を追加します。	2. 本規定第7条に以下の項を追加します。
「5. 法人会員は、自ら本規定および本特則を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもってカード使用者をして本規定および本特則を遵守させる義務を負うものとします。」	「 <u>7.</u> 法人会員は、自ら本規定および本特則を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもってカード使用者をして本規定および本特則を遵守させる義務を負うものとします。」
大型法人カード利用者向け特則	大型法人カード利用者向け特則
第2条 本規定の変更	第2条 本規定の変更
1. 本規定第1条第1項を以下のとおりに変更します。	1. 本規定第1条第1項を以下のとおりに変更します。
「1. 「会員」とは、(1)株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）、もしくは(2)JCBの提携するカード発行会社が発行するJCBブランドのカード（以下「カード」という）の貸与を受けた者（カード使用者を含む）をいいます。」	「1. 「会員」とは、 <u>JCBブランドの法人カード</u> の貸与を受けた者（カード使用者を含む）をいいます。」